



① 令和6年度ケアプラン点検・自主点検の結果について ② 令和7年度ケアプラン点検のご案内

日ごろから、介護保険事業の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
今回は、令和6年度ケアプラン点検個別面談や自主点検で気付いたことやケアマネジャーからの質問、講師からの指摘等と、令和7年度からのケアプラン点検についてお伝えいたします。

<令和6年度 ケアプラン点検より>

自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助について

自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助とは？

安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが ADL・IADL・QOL 向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置づけられたものを指します。

講師から指摘のあったケース

- ① 糖尿病の利用者に訪問介護で「買い物同行」し、お菓子を購入していた。
⇒嗜好品である「お菓子」の購入を介護保険で担う必要性の検討や、購入品で本人の状態が悪化する（糖尿の数値が悪化する等）事がないよう注意が必要であることを助言しました。
- ② 気分転換のためだけに「買い物同行」を位置づけていた。
⇒買い物同行を行うことで本人の自立支援、重度化防止に繋げる効果があるのか、本人の望む生活の目標に繋げる事ができるのか再度アセスメントをし、必要性も含めて検討を依頼しました。
- ③ 生活援助で「調理」を行っていたが、利用者が欠かさず味見をするなど役割を担っていた。
⇒本人が常に傍で味見をしたり補助的な役割を担っているため、本人の意欲向上のために自立支援、重度化防止のための「見守りの援助」として身体的介護を算定しても良いのではないかと助言をしました。

※参考： [「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」老計第10号](#)

<令和6年度 自主点検より>

重度者に対する特定の福祉用具貸与（センサーマット）について

点検し聞き取りを行った中で、入院時にセンサーマット（徘徊感知機器）を利用していたことを理由に継続して貸与していたケースと、センサーマットと合わせて車椅子用の安全補助ベルトを貸与しているケースが見受けられました。



センサーマット（徘徊感知機器）について、「身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為」に示されておらず、直ちに「身体拘束」にはなりませんが、漫然とした使用や行動を制限する面が大きい場合は身体拘束に当たる場合があります。また、車いす用の腰ベルトについては「身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為」に示されており、身体拘束に当たると考えられます。

身体拘束に該当する行為か判断する上でのポイントは、「本人の行動の自由を制限しているかどうか」です。大切なのは本人に向き合い、アセスメントを十分に行い、施設・事業所及び本人・関係者等で協議し、身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくことです。

上記を踏まえ、適切なアセスメントの上で福祉用具を導入していただきたいと思います。

※参考： [介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（日本総合研究所）](#)

[身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省）](#)

<令和7年度 ケアプラン点検について>

1 ケアプラン点検の目的

- ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切な計画内容となっているかを、基本となる事項について介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するためのものです。
- また、ケアプラン点検を保険者と介護支援専門員が協働で行うことにより、介護支援専門員だけでなく、保険者にも気づきが促され、地域包括ケアシステムの構築につながっていくことも期待されます。

※参考：[ケアプラン点検支援マニュアル（厚生労働省）](#)

2 茨木市のケアプラン点検の目標

本市では、次の3点を目標にケアプラン点検を行います。

- ①高齢者の自立を促すケアプランとなっているかをケアマネジャーと共に確認すること
- ②ケアマネジャーと共に保険者としてレベルアップすること
- ③ケアマネジャーの抱える悩み、日々の業務の実態を知り、解決に向かうよう支援すること

3 令和7年度のケアプラン点検

- ケアマネジャー 1人1ケースずつケアプランを点検させていただきます。
- 個別面談に要する時間は1人1時間程度です。
- 個別面談の対象事業所ごとにお声かけさせていただきますので、ご協力お願いいたします。
- 面談が一方通行にならないように、保険者とケアマネジャーが双方向で確認しあいながら進めていくことを心がけています。
- 集団で受ける研修とは違って、ケアプラン点検は実際のご自身の事例に基づいた相談ができますので、積極的に活用して一緒にレベルアップを目指しましょう！



テキセイカ



介護給付適正化担当
テキセイカ

令和6年度のケアプラン点検時の、アンケート等で様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

皆様のご意見を参考に、皆様の負担が最小限になるよう検討していきますので今年度もまたケアプラン点検等にご協力お願いいたします。

今後も引き続き、より良い支援のために力を合わせて取り組みましょう！